

JSM Travel Award for IMS/IMW 審査細則

- (1) 各年度の学術集会演題公募時に合わせて応募された公募演題に対して、以下の審査方法により、最大2演題の応募者から受賞者を決定する。
- (2) 審査は国際委員会委員で担当する。国際委員会委員長は審査委員長として審査委員会を招集し、審査を主宰する。副委員長および他の委員とともに本細則で定める審査基準により、審査を担当する。委員長が欠けた場合には副委員長がこれを代行する。
- (3) 応募資料において、募集基準を満たしている場合に、採点審査を行う。
- (4) 本審査委員には、理事長および国際委員会委員長の合議により、外部の非会員招聘委員(海外を含む)を最大2名まで加えることができる。外部の非会員招聘委員は、国際委員会委員と同一の審査基準に基づき、審査を行う。
- (5) 審査委員の中に応募者がある場合は、該当年度の審査において、審査委員に含めないものとする。
- (6) 応募者の応募研究の共同研究者についても、該当年度の審査において審査委員に含めないものとする。共同研究者の確認については、本賞応募締め切り後審査開始までに、学術集会演題応募時の抄録確認メールなどを事前に国際委員会宛に提出する方法もしくは学術集会事務局より演題登録情報を提供していただく方法などにより確認を行うものとする。
- (7) これら審査委員は、別紙(1)に示す共通の'JSM Travel Award for IMS/IMW Scoring Sheet'により、国際委員会委員長が定める2週間の審査期間の間に、応募資料(様式1~4)により、採点を行い、Scoring Sheetに採点を記入し、国際委員会委員長がこれを回収し、集計する。
- (8) 集計点数をもとに、合議を行い、最終的に最大2名の受賞者を決定する。
- (9) これらの審査は電磁的会議を可とする。
- (10) 採点基準には、①Adequacy of working hypothesis (作業仮説の妥当性)、②Clarity of logic (論理の明晰性)、③Scientific value (科学的意義)、④Originality of work (研究内容の独創性)、⑤Future possibility (研究の将来性)を5段階評価により採点する。
- (11) 審査結果は国際委員会委員長より理事会に別紙(2)の審査報告書により報告を行い、承認を受けたのち、学会としての受賞を最終決定する。